

貝塚市浸水便所のし尿汲取助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則(平成18年貝塚市規則第3号)に定めるもののほか、本市の区域内の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、大雨や台風に伴う豪雨等により汲取便槽に雨水が浸水し、臨時にし尿を汲取った者に対して交付する浸水便所のし尿汲取助成金(以下「助成金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)

第2条 この要綱により助成金の交付を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されている者で一般家庭の汲取便槽を使用しているものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、毎年度予算に定める範囲内で、浸水の発生毎に一世帯当たり3,000円に消費税及び地方消費税を加算した額を限度として汲取りに要した額とする。

(助成金の要件)

第4条 この要綱は、1時間当たりの雨量が概ね20ミリメートル又は24時間当たりの雨量が概ね80ミリメートルを超える雨量が記録された気象条件で、かつ、個人の努力では防ぎきれない浸水被害を受けた浸水便所について適用する。ただし、災害等廃棄物処理事業費国庫補助制度の対象となる災害による汲取りについては、この要綱による助成金の対象としないものとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、浸水による臨時の汲取りを行った後、汲取便槽が浸水した日から60日以内に、貝塚市浸水便所し尿汲取助成金交付申請書(様式第1号)に、臨時の汲取りに要した費用に係る領収書又はその写しを添付の上、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第6条 市長は、助成金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し、貝塚市浸水便所し尿汲取助成金交付決定通知書(様式第2号。以下、「交付決定通知」という。)又は貝塚市浸水便所し尿汲取助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

第7条 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) その他市長が必要があると認める事項に従うこと。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、交付決定通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知を受け取った日から14日以内に貝塚市浸水便所し尿汲取助成金取下書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

(変更等の承認)

第9条 申請者は、交付決定通知を受けた場合において、助成申請金額を変更し、又は助成金の交付を辞退するときは、貝塚市浸水便所し尿汲取助成金変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、貝塚市浸水便所し尿汲取助成金交付決定変更通知書（様式第6号）又は貝塚市浸水便所し尿汲取助成金交付決定取消通知書（様式第7号。以下「交付決定取消通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 申請者は、交付決定通知を受けた場合において、助成金の交付を受けようとするときは、貝塚市浸水便所し尿汲取助成金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 市長の指示に従わないとき。

2 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、交付決定取消通知書により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、貝塚市浸水便所し尿汲取助成金返還命令書（様式第9号）により、申請者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第13条 申請者は、第11条の規定により助成金の交付の決定を取り消された場合において、助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 申請者は、助成金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 申請者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、貝塚市浸水便所し尿汲取助成金加算金・延滞金免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、貝塚市浸水便所し尿汲取助成金加算金・延滞金免除承認通知書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

（他の補助金の一時停止等）

第14条 市長は、申請者が助成金の返還を命じられ、当該助成金、加算金又は延滞金の全部又は一

部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金と未納付額を相殺することができる。

(書類の保存)

第 15 条 申請者は、当該助成金に係る関係書類を助成金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の浸水便所のし尿汲取助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付決定を受けた補助金については、旧要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の浸水便所のし尿汲取助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付決定を受けた補助金については、旧要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。